

明治維新前後におけるイギリス 国会制度の移入

浅井清

幕末から明治初期にかけて、わが国民は、イギリスを尊敬し、その政治、憲法制度を、わが国に移入しようとした。明治13年の元老院の憲法草案は、その頂点ともいうべきものである。それがわが「国体」に適せずとして排斥され、次いで起った明治15年の「主権論争」の頃から、イギリス崇拜は、ようやくドイツ崇拜へと変わっていったのである。

イギリス人がわが国へ渡来したことを明白に立証し得るのは、慶長5年（1600年）ウィリアム・アダムス（William Adams）の渡来をもって最初とする。アダムスは、イギリス、ケント州のジリングガム（Gillingham）に生れ、12歳で、ロンドンに近きライムハウス（Limehouse）の造船所に入り、徒弟生活をする事12年、その後海軍に入って、航海長、艦長を勤めた後、オランダ東インド会社の社船に航海長として乗り組んだ。——これがアダムスみずから1611年10月22日附書簡に記した履歴である（アダムス等当時のイギリス人の書簡は、「慶元イギリス書簡」（Letters written by the English Residents in Japan 1611—23, 1900）に集録されている）。アダムスは、1598年6月24日、オランダのテクセル（Texel）を出帆した5隻のオランダ船のうち「リーフデ」号（Liefde）に乗り組み、南米に向い、マゼラン海峡を経て、途中非常な難航をつづけた後、終に1600年、即ち慶長5年3月に到り、九州豊後に漂着したのであった。そうしてアダムス一行は、当時大阪にいた徳川家康に会うため陸路大阪に行き、船は泉州堺港に廻航せしめられた。この間の消息は「阿蘭陀船平戸入津始末」

等に記録されている。家康との会見の始末は「慶元イギリス書簡」中の「妻に与えたアダムスの書簡」によって知ることができる。やがてアダムスは、家康の厚遇をうけ、相模国三浦郡で、220石（250石とも）の知行所を与えられ、日本名を「三浦安針」と称し、彼の云うごとく「予の言にして、聴かれざるなきに到った。」（1611年10月22日附アダムス書簡）ので、彼の存在は日英通交に大きな貢献をした。彼は慶長18年、始めて日英両国が公文書を交換し、イギリス人が平戸に商館を設置するようになってから、元和6年（1620年）平戸において死するまで、両国のために働いたのであった。アダムスと同船で渡来したオランダ人ヤン・ヨーステン（Jan Joosten）も、同じように江戸に留って、家康の顧問のようなものになったが、鎖国後の唯一の海外情報ともいふべき「和蘭陀風説書」を、オランダ人から幕府に提出することは、このヤン・ヨーステンに始まると「通航一覧」は云っている。

慶長18年（1613年）に到り、日英両国は、はじめて正式に修交した。これよりさき、1600年に設立されたロンドン東インド商会（London East India Company）は、予ねて日本と貿易をしようとしていたので、その社船「クローブ」号（Clove）を、日本に向け出発させたが、同船は、慶長18年5月4日、平戸に着いた。このときイギリス国王ジェームス1世の書簡を持って来たのである。本船の船長を、ジョン・セーリス（John Saris）と称し、通商のためリチャード・コックス（Richard Cocks）その他を伴っていた。セーリスの「航海日誌」、コックスの「日本日誌」等、いずれも今日貴重な史料となっている。「6月12日（日本暦5月4日）、われらは、日本平戸港に投錨し、同地の王（松浦鎮信）は、極めて親切に、われらを摂待せり。」とは、1613年11月30日附コックスの書簡に記された、日英修交使節到着の正確な記録で、今日平戸の記念碑にも刻まれている文言である。セーリス一行は、駿府において、家康よりジェームス一世への答書、贈物を受け、かつ、通商許可の「御朱印」を得た。慶長18年9月1日のことであった。「異国日記」に「9月朔日ニ御印被為押あんし（アダムス）」

へ被渡也」とあって、その「御朱印」の内容が記録されている。上述の「御朱印」、即ち通商特許状に基づいて、イギリス人は、平戸に商館を設置して、対日貿易を開始した。商館長は、上述のリチャード・コックラムであった。しかしこの日英貿易は、三つの理由で、失敗に帰した。その一はオランダとの競争に敗れたことである。これについては1616年2月23日附イギリス商館員ウィッカム(Wickham)の書簡に詳細に記されている。つまりオランダがスペイン、ポルトガルの敵性商船から掠奪した元手のかからぬ商品を日本に持って来て、安価で売りたいからである。その二は幕府がその後キリスト教禁止から鎖国政策に転換したことであり、その「御朱印」を改訂され、通商の場所を平戸一箇所に限られたり、他の港へ入ることを禁止されたり、江戸居住の自由を失ったりして、段々商買が困難となり、かつ、もうからなくなったためである。その三は在日イギリス商館の経営がまずく、多額の貸倒れを生じたことである。その総額は「平戸商館報告書」によれば、商館閉鎖のとき作成した目録では、12,821両に達していた。かくして元和9年(1623年)東インド会社から、コックラム(Joseph Cockram)が、英船「ブル」号(Bull)に乗って平戸に來り、同年7月25日の決議で、商館を閉鎖し、コックス以下の商館員は、同年12月24日、平戸住民愛惜のうちに「ブル」号に乗って日本を去った。西川如見は、このイギリス人の引揚げを論じて「すべて此國(イギリス)の人は、紅毛(オランダ)よりは、義強く、心猛き風俗にて、貪るところすくなきにや、おのれよりねがいで渡海を止めしも、世のいきほひを能見知たるゆえにやと覚ゆる」と「長崎夜話草」に記しているが「貪るところすくなき」には非ずして、オランダと競争して、終に貪り得なかつたのである。延宝元年(1673)年に到り、イギリス東インド会社は、日英通商の再開を望んで、イギリス船「リターン」号(Return)が、シモン・デルボー(Simon Delboe)を船長として、長崎へ入港し、通商再開を乞うた。ところが時のイギリス国王チャールズ二世が、ポルトガル王室と婚姻関係にあり、徳川幕府がもっともきらった旧教国と親密にしていることが理由と

なって、通商を拒否されたのである。「えげれす入津萬覚帳」によれば、船長デルポーは「南蛮人えげれす人巳前はてき々々にて御座候、近年縁組仕候へ共、宗門の儀は、各別の儀に御座候、私共儀はおらんだ人同前に御座候」と申し立てたけれども、聴かれなかった。このことは「延宝長崎記」やデルポーの「日本日誌」にも記されている。かくして「リターン」号はただ薪水食糧購入のため、少量の積荷の処分を許されたのみで、7月26日嚴重な「浦觸」(沿岸戒嚴)のうちに、長崎を出帆して去った。そうしてわが鎖国政策は、益々高度に発展して行った。

その後、しばらくイギリス船が、わが国に來たことはなかったが、寛政年間(1789年)に入って、イギリスの捕鯨船がわが近海を、その漁場とするため、ふたたびわが近海に出没しはじめて、わが国民に不安の念を与えたことは大槻玄沢の「捕鯨問答」等によって明らかである。ところが文化5年(1808年)に、「フェートン号事件」と云われる不祥事件を起した。文化5年8月15日、英艦「フェートン」号(Phaeton)は、薪水、食糧補給のため、オランダの国旗をいつわり掲げて、長崎に入港し、臨検のため派遣した、わが役人が伴えるオランダ人の通訳2名を捕え、これを人質として物資を強要した。日英両国が断交状態にあったので、已むを得ずこんな非常手段に出たものであろう。時の長崎奉行松平康英は英艦の態度を怒り、これを焼打しようとしたが、久しく泰平無事に慣れた兵備不足は、どうすることもできず、涙をのんで、望むところの物資を与え、オランダ人の通訳を引き取った。かくて「フェートン」号は、8月17日長崎を出港し去ったのである。松平康英は、責任を負うて自殺し、幕府は、広範囲な懲戒処分を行った。この事件については、「通航一覽」中に収められた「松平図書頭御届」「エゲレス船主より差出候横文字の和解」「エゲレス船主申口和解」「長崎出或書状」等が主な記録である。これによりわが対英感情は、すっかり悪化して、イギリスを仇敵視するようになった。

その後もイギリスの船舶は、しばしばわが海岸に出没して、わが国民の感情を刺激した。文政元年(1818)年5月には浦賀へ、文政5年(1822年)

4月にはまた浦賀へ、文政7年(1824年)5月には常陸国大津浜へ、同年7月には薩摩国宝島へ来たが、後の二つの場合は、乗組員が上陸したので取り押えたり、銃火を交えたりした。そこで幕府は文政8年(1825年)2月に到り、終に「文政撃攘令」を制定し、外国船舶をうち払うことを命じた。ところが天保年間(1830年-)に入ると、イギリスの東洋における勢力は終に中国と衝突して、阿片戦争を起し、わが国民が永い間、多大の尊敬をはらっていた中国を破った。これはわが対英思想を一変させ「英夷」の恐るべきことを痛感せしめた。そのため、外国船舶を、有無を云わず、うち払うという「文政撃攘令」が到底時勢に適しないことを知り、天保13年(1842年)に到り、終にこれを修正し、漂着の外国船舶に対しては、薪水食糧を支給しても差支えなしとする「天保薪水令」を制定したのである。

次いで嘉永6年(1853年)、アメリカのペリーが大艦隊を率いて渡来し、開国を強要して、わが朝野を震駭させたが、翌年安政元年(1854年)、再び来て、終に日米和親条約を締結して帰ったので、同年閏7月イギリスの提督スターリング(James Stirling)が艦隊を率いて長崎に來り、開港を要求したとき、大勢は既に決していたから、8月23日、日英和親条約を締結した。そうして安政5年(1858年)7月、イギリスの使節エルギン(Earl of Elgin)が、艦隊を率いて品川沖へ来て、通商条約の締結を求めたので7月18日、江戸で通商条約に調印したのであった。即ち「日本国英吉利国修好通商条約并貿易章程」と称せられるものである。

以上に述べたところは、イギリスのほうから、わが国に働きかけた歴史的経過であるが、日本のほうから、イギリスへ使節を派遣したのは文久2年(1862年)にはじまる。既に万延元年(1860年)には、アメリカへわが使節が行っているのであるから、この際、歐洲各国へも使節を派遣されたき旨、英仏公使から要請したので、幕府は、当時漸く盛んになってきた攘夷論の対策として、開港延期を交渉させようとして、竹内下野守、松平石見守、京極能登守以下の遣欧使節を編成して、歐洲に行かせた。一行中には、福沢諭吉、福池源一郎などという人々も、翻訳方御雇として加わって

いた。一行は英艦に乗り組み、文久元年12月23日、品川沖を出発し、2年3月5日、マルセイユ到着、パリに向い、同地にしばらく滞在した後、4月2日、ドーヴァー海峡を渡った。ドーヴァーに上陸すれば、イギリス人は、はやくも群集して「帽ヲ脱シ手ヲ捧ケバツバツペホレー（義不分明蓋祝辞也）高唱スレバ衆異口同音ニ之ヲ和ス」るの歓迎をうけたのを最初として、到るところ懇切に待遇されたが、5月16日、オランダに向って、イギリスを去ったのであった（『尾蠅歐行漫録』）。一行がイギリスに滞在中、もっとも驚嘆し、かつ、注目したのは、もっぱら物質文明の方面であったが、福沢諭吉、福地源一郎、高嶋祐啓（医師）の如き、少数の人々が、イギリスの政治制度、ことに国会制度を非常な苦心をもって研究して帰って来たが、これが「西洋事情」等の文献となって、明治時代の進展に、大きな影響を与えたのであった。

上述の幕府の公の使節とは別に、わが国よりイギリスへ、留学生を派遣するようになったのも、ほぼ同じ時期であった。その最初のものは、文久3年（1863年）に出発した長州藩の5名の留学生で、伊藤俊輔（博文）井上聞多（馨）等を、その中に含んでいた。その次は薩摩藩で、慶応元年1865年に、第一回の留学生19名が出発した。五代才助（友厚）、森金之丞（有礼）、寺島陶蔵（宗則）等を、その中に含んでいた。

かくして安政の開国以来、日英両国は、東禅寺イギリス公使館襲撃事件（文久元年5月）や生麦事変（文久2年8月）のような危機を切り抜けて、友好関係を持続し、終に両国間に攻守同盟条約をさえ締結し、一時はこれが東洋外交の枢軸をなしたことさえあった。

大槻盤溪は、その著「猷芹微衷」において、ロシアをもって王侯貴族にたとえ、イギリスをもって狡猾な商人にたとえ、親露排英をこそわが国策となすべきことを提唱したが、明治の歴史の流れが逆になったのは皮肉である。

二

既に述べたように、イギリスは、スペイン、ポルトガル両国より遅れ

てわが国と通じたのみならず、短期間で中絶し、ようやく幕末に到って、再び修交したのであるから、わが国民より見れば、はなはだ縁の遠い国であり、従ってわが国民は、久しくイギリスに対する正確な知識をもっていなかったのである。アダムスが渡来してから、既に13年を経た慶長18年に、家康がジェームス一世に答書を送るに際しても、イギリスの正しい名称を知らず、特にアダムスに諮問したのである。「異国日記」の記すところによれば「あんし（アダムス）かたよりかきつけ来（る）国はいんからたいら（イングランド）又はげれほろたん（グレート・ブリテン）とも申候いづれも国は一つなは二つ御座候とかきつけ上ル」とある。わが幕府当局者が、イギリスを含めた世界各国の情報を得る途は、鎖国政策をとっていた以上、「阿蘭陀風説書」がほとんど唯一のものであった。これは既に述べた如く、鎖国当時、わが国が接触していた唯一の外国であるオランダの船舶が来日する都度、差し出した文書で、当時最新の海外情報であった。「通航一覽」に収められて今日に伝わっている（ただし、原本が伝わっているものは、ほとんどない。）。これを見ると、なかなかよい情報が入っている。しかし、当局者は、ほとんどこれを利用しなかったであろう。わが国でもっとも古い万国地理書と云われる西川如見の「華夷通商考」（元禄8年、1693年）、その後20年ほど遅れて著われた新井白石の「采覧異言」を見ても、イギリスに関する叙述は、はなはだ簡単である。つまり、これはわが国民が、イギリスに対して、無関心であったことを示すものであろう。

寛政年間に入って、英船がわが近海に出没しはじめると、わが国民は、ようやくイギリスに対して、不安の感を抱きはじめた。その原因が二つある。第一は、当時のわが国民の頭には、公船と私船の区別がなかったことである。軍艦も、商船も、漁船も、みな「黒船」であった。例えば、会沢安が「新論」で、「其船ノ制タル以テ漁スヘク以テ商スヘク亦以テ戦フヘシ則悪ゾ今日ノ漁船商船果シテ異日ノ戦艦タラサルヲ知ランヤ」と云っているのは、その代表的なものである。その二は、当時欧州では、フランス大革命から、ナポレオン戦争となり、オランダの海外植民地は、続タイギ

リスに奪われ、一時はわが国への通商船の仕立港たるバタヴィアさえも、イギリスに占領されたが、オランダは、これをわが国に、できるだけ秘密にしようとしたので、わが国民は、何か海外に異変を生じ、それがわが国へも迫り来る気配を感じ、不安を抱いたことである。

丁度この頃、近藤守重が「伊祇利須紀略」を著わした。これわが国における最初のイギリスに関する単行著作である。本書の正確な著作年代は不明であるが、書中、寛政8年、イギリス船渡来の記事あると、享和3年に著わされた山村昌永の「増補采覧異言」中に「コレ等の始末正斎近藤君ノ伊祇利須紀略ニ所載甚詳審ナリ」とあるから、寛政8、9年から、享和23年までの間に、著作されたものであることはたしかである。（この著作は、写本をもって伝えられ、現在その所在が判明しているものは、京大図書館蔵本一部のみである。）このような著作のなされたことは、わが国民が、ようやくイギリスを意識しはじめたことであり、それは一種の対英不安感から出ていると云い得るであろう。大原左金吾の「北地危言」（寛政9年、1797年）、本多利明の「西域物語」（寛政10年、1798年）、大槻玄沢の「捕影問答」（文政4年、1807年）、の如きは、みなこの対英不安感を示しているのである。

次いで文化5年には、既に述べた「フェートン」号事件が起って、わが人心は、イギリスに対して、はなはだ悪化した。ところが文化8年（1811年）に到り、オランダの対日貿易の拠点であるバタヴィアが、終にイギリスの占領するところとなった。そこでイギリスは、長崎にあるオランダ商館をも、併せて接收しようとして、文化10年（1813年）6月、二隻のイギリス船を、オランダ船に仮装して、長崎に入港させ、オランダ商館長ゾーフ（Hendrik Doeff）に対し、商館の引渡を要求したのである。ところがこのゾーフは、なかなかの人物で、イギリス側に対しては、もしこれが仮装した英船であることを、日本人が知ったときは、「フェートン号事件」で、対英感情が悪化している折柄、直ちにイギリス船を焼打ちするであろう。ゆえにイギリスのバタヴィア占領の事実及び今度入港した船舶が、

イギリス船なることを秘密にすべしと警告し、終にこれをオランダ船として取扱わせ、かつ、オランダ商館の占領も免がれさせた。しかしゾーフは、日本側通詞には、事の真相を告げ、彼等をして驚倒させた。ゾーフの「日本回想録」に「この報告をうけた通詞等の驚愕は、実に言語に絶えたり」と記されてある。そうして日本人通詞等は、これを上司に報告せず、彼等だけの機密事項として取扱い、兎も角も、この事件を片附けたが、このように意外の事件が外国で起り、イギリスの勢力が、オランダを押えて、わが国にも及んで来たことは、誰いうともなく、あちら、こちらでささやかれはじめて、イギリスに対する不安感を増大させたことは、当然であろう。

天保年間（1830年—）に入ると、わが対英不安は、ますます大きくなった。渡辺崋山、高野長英等の「蛮社之獄」の原因となった「モリソン号事件」は、その代表的なものである。「モリソン」(Morrison)とは、アメリカ商船の名前であって、同船は、わが漂流民7人を乗せ、その送還を名として、実は通商を求めるため、天保8年（1837年）、浦賀に入港したが、砲撃をうけたので転じて鹿児島に到り、ここで漂流民を引渡そうとしたが、またもや拒絶されたので、一度澳門に引返した。しかるに天保9年（1838年）に再びモリソン号が渡来しようとする風説が伝えられたので、渡辺崋山は「慎機論」を、高野長英は「戊辰夢物語」を著わし、その他の同志も、みな幕府がこれに文政撃攘令を適用して、国家の不幸とならないように警告した。これが「処士横議」の禁止に触れ、渡辺、高野等は、処罰された。これを「蛮社之獄」というのである。ところが此等の人々は「モリソン」が、アメリカ船舶の名前であることを知らず、これをもって、当時広東に居住していた東洋学者で、イギリス人であるモリソンと誤解していたのである。ゆえに彼等の所説は、アメリカに対する政策でなく、イギリスに対する政策となって現われたのである。このような誤解の原因は、オランダ人が誤まった情報を、彼等に与えたからであって、渡辺崋山の「缺舌或問」を見ると、オランダ人は「モリソン」をもって、イギリス人で、学者

であると教えている。高野長英の「蛮社遭厄小記」にも「モリソントハ船ノ名トノミ思シ召サレシモ理ナリ」とあり、幕府がモリソンを船名なりとしているのに強く反駁している。

上述のように、モリソン号事件は、その基礎たる事実には、誤解があったが、これにより偶然にも、当時の対英思想を、もっとも明らかにすることができたのである。またこれを文化、文政の頃と比較すると、漠然とした不安感から、ようやく具体的な対英恐怖感に移りつつあることがわかるのである。そうしてこの対英恐怖を、はっきりと、わが国民に意識させたのは、阿片戦争であった。

天保の末ごろ、清英間に生じた阿片売買に関する争いは、終にいわゆる「阿片戦争」となって、清の敗北に帰した。この事件が、わが国民の対英意識に重大な変化を与えたことは言うまでもない。中国は、わが国民にとっては、文化の源泉として、永らく伝統的に尊敬されていたし、阿片戦争における大義名分は、中国側にあったのであるから、その中国が敗北したことは、わが国民に大きな衝撃であった。今やイギリスは、恐るべき「英夷」となって、わが国民の前に現われたのである。杉浦静山が、その著、「甲子夜話」において、日本が外国から侵される心配はないが、「只恐らくは諸厄里垂人（イギリス人）若支那を手に入候はば虞なきにもあらずと申候」と記しているが、終にその時期が来たとも云えるのである。しかも天保14年（1843年）8月の「阿蘭陀風説書」には「唐方にては歐羅巴人就中エゲレス人の智勇の程如何程防ぎ候とも勝利しがたき事と承知し以来はエゲレス人等との和睦の永く保ち申べしと存じて右致候上は自然と唐国の大幸と相成申候」とあり、清よりも、イギリスのほうが、絶対に強いから、イギリスに敗けても和睦してやってくるほうが、清にとって、さいわいだと云っている有様である。塩谷世弘の「阿芙蓉彙聞」（弘化3年、1846年）、黒沢満の「異人恐怖伝」（嘉永3年1850年）など、いずれも「英夷」に対する恐怖を伝えて、わが国民に警告した代表的な著作である。また嘉永2年（1849年）の「阿蘭陀風説書」は、既に10隻のイギリス艦隊が中国に来て

いることを報じ、その艦種をくわしく伝えているのである。これを対英恐怖の時代といってもよいであろう。ところがここでわが日本国民のすぐれたところは、ただイギリスを恐れるに止まらず、進んでその富強の因って来るところを探究したことである。ここに短い期間に西洋文明の発達に追いついた、日本人の長所が見られるのである。その証拠には、阿片戦争について、わが国民の観察は、期せずして一致している。即ち中国がみずから高くとまって、外国の研究を怠ったからだとしているのである。「阿芙蓉彙聞」に「夫れ洋夷彼を知り己れを知る。而して清人華を以て自ら高くし、外蕃之情を索くるに務めず」と云い、長山貫「清英戦記」に「彼国（清）平素虚美風ヲ成シ驕傲自処コレ今日ノ禍ヲ醸スユエンニシテ抑焉来国ニ当ル者、深く誠メサル可ケンヤ」とある。しかもイギリスも島国、日本も島国、その面積人口も大差ない。しかるに彼独りかくの如く富強であり、世界に冠たるは何故であるか——という疑問が起るのは、当然である。中国はイギリスの研究を怠ったから、破れたのであるからこれをもって前車覆轍の戒しめとして、イギリス富強の原因を知ろうとした。ここに単なるイギリスに対する恐怖感が、一転して、崇拜感となる、必然の経過があるのである。

これより少し遡って、寛政10年（1798年）に著わされた、本多利明の、「西域物語」は、イギリス富強の原因を「制度の善と経歴の年多き」ととし、「制度の善」としては、「人物を選挙する道隆なれば」云々と、人才登用の途が、開けていることが、主なものとされている。「経歴の年多き」ことを、富強の原因とするのは、つまり経験に富むということで、イギリスの富強は、一朝一夕になったものではないという意味であろう。

文政8年（1825年）に、吉雄宜がオランダの本から訳した「諸厄利亜人性情志」に、高橋景保が附した「序文」に到っては、はっきりとイギリス富強の原因を、その政治制度と結びつけている。イギリスが「疆富を取る」ゆえんは、実に「寛裕の政」であるとする。これは「政刑法典一国の議り立つる所にして」「君臣一に能く遵奉して惑はざる」政治であり、今日の

言葉で云えば、立憲政治、民主々義政治のことである。このようなイギリス崇拜の萌芽は、阿片戦争による対英感情の悪化によって、一時つみ取られて嘉永、安政の間をすぎたが、文久2年(1861年)に入って、再び現われて来た。これは文久2年のわが遣欧使節が、イギリスを訪問し「大英帝国」の実際を見聞したによるところが大きい。例えば一行の一人福沢諭吉の著わした「西洋事情」(慶応2年、1866年)の如きは、イギリスを含む西洋各国の知識普及の決定版ともいうべきものであった。イギリスの富強をその政治制度と結びつけたもっとも代表的なものは、慶応3年(1870年)に著わされた、加藤弘蔵(弘之)の「西洋各国盛衰強弱一覽表」の「序文」であって、「已ニ六七百年前に於テ巴力門(バーリアメント)ヲ立テ正大ノ政ヲ起セ」しことが、「其政令漸ク正大ニ赴キ随テ開化漸ク進ミ遂ニ宇内第一等の強盛國トナルコトヲ得シ」原因なりと、はっきり云っているのである。

明治初年に入っては、イギリスの立憲制度の讚美はもはや常識であり、文明開化の標識であった。大久保利通が欧米巡遊から帰国して間もなく、明治6年12月に起草した意見書において、彼はイギリス富強の原因を、その「良政」に帰し、わが国のそこに到らない原因は、「其政体ニ於テモ才力ヲ束縛シ權利ヲ抑制スルノ弊アルヲ以テナリ」としている。このような幕末、明治初期の対英崇排思想に乗って、イギリス国会制度が、わが国に移入されたのである。

三

以上は、イギリス国会制度のわが国への移入を研究する序章として、日英通交と対英思想の変遷を略述したものであるが、これにつづいて、ここでは、幕末から明治初期にかけて、イギリス国会制度について、わが国民が、どのような知識を、どのような方法で得ていたかということ、研究して見たいのである。

文久2年の遣欧使節に随行してイギリスに行き、その国会を見学した福地源一郎が、その著「懷往事談」の中で「英国国会の議事などは目撃した

る我さへ解せざる位なれば迎も日本人には容易に分り難かるべし」と云ったその難解なイギリス国会制度を、わが国の先覚者たちは、僅かの間に非常な因難を克服して理解し、かつ、ある程度までわが国にも応用しようとした。われわれはこれらの先覚者たちに、まず敬意を表すべきであろう。

さて幕末から、明治初頭にかけて、わが国民は、どのようにして、イギリス国会制度に関する知識——明治2年には、福沢諭吉が英国議事院談という、わが国最初のイギリス国会に関する専門書を著わすほどはやく——を得ていたかということ、それは二つに分れる。その一は、外国の文献を和訳したもの、または漢文で記されたものを、訓点し、または和訳したものである。これはさらに(1)オランダ語の文献を和訳したもの、(2)漢文の文献を訓点し、または和訳したもの、(3)英語の文献を和訳したもの——の3種に分れる。そうしてその多くは、原本が人文地理書であった。その二は、見聞によるもので、これは文久2年のわが遣欧使節の訪英にはじまることは、云うまでもないことである。

オランダ語の原本を和訳したものは、この種の文献としては、もっとも古いものである。その中でも、寛政元年(1789年)に、朽木昌綱が「蘭冊数十編」を取捨して「二十余年」かかって、和訳編集したという「泰西輿地図説」が、もっとも、はやいではあるまいか。この中に「(ウエストミュンスター)ノ殿閣ハ古ヘハ是モ王ノ居処ナリシカ今ハ会儀堂トナリテ國中ノ諸官人集リテ政事ヲ儀スルノ役所トナセリ」云々とあるのが、わが国の著作に現われた、イギリス国会に関するもっとも古い記事であろうと思われる。

文政8年(1825年)に到って吉雄宜が、オランダ語の原本から和訳した、「詰厄利亜人性情志」の中に、イギリス国会の記事が少しある。しかし訳者が、イギリス国会制度に全く理解がなかったので、この部分の和訳は、ほとんど読みが下らない。ただ国会のことを「大会」と言い、「大事ある時國中の人集まりて評決する会を云」と註(おそらく原註)しているのと、議長のことを「諸人の意に任ずる人」と言い「是は衆評の取捨に任ずる者

を云」と註(これもおそらく原註)しているところが、かるうじてわかる程度のものである。

文政10年(1837年)頃の著作と思われる(ただし「洋方医伝」による)青地林宗の「泰西輿地図説」も、原本はオランダのものである。本書の中には、イギリスの政治について、相当くわしい記事があるが、国会についての部分をここに引いて、当時の人々が、どのような難解な文章にぶっつかっていたかを明らかにする。まず「政府ヲ把爾列孟多ト謂政臣会集ノ庁ナリ上下二庁ニ分ツ」とある。ここに「政府」とは、国会のことで「把爾列孟多」は Parliament である。次に「上庁」即ち上院の組織を説明して「上庁ニハ亜爾都俾斯革普、俾斯革普(教官トス)歇爾多夫、瑪爾祈斯、瓦刺弗、勃爾觚瓦刺弗、拔竜(世族トス)ヲ署ス」とある。おそらく訳者自身もよくわからず、オランダ語の発音を、そのまま漢字に移したこのような記事は、当時の読者を大いに苦しめたであろう。「亜爾都俾斯革普」は Aartbischoep 即ち大司教、「俾斯革普」は Bisschop 即ち司教、「歇爾多夫」は Hertog 英語の duke 即ち公爵、「瑪爾祈斯」は Markies 即ち侯爵、「瓦刺弗」は Graaf 英語の earl 即ち伯爵、「勃爾觚瓦刺弗」は Burggraaf 英語の viscount 即ち子爵、「拔竜」は Baron 即ち男爵の七つを列挙したのである。その次ぎに「当時諳厄利亞二百零四員、思可齊亜十六員トス、此輩ヲ羅兎杜ト称ス」とある。「諳厄利亞」即ちイングランドの旧王国貴族204人「思可齊亜」即ちスコットランド代表貴族(representative peers of Scotland) 16人がおり、これを「羅兎杜」即ち Lords と称することを述べたのである。その次ぎに「下庁」、即ち下院の組織を述べて、「下庁ニハ拔竜涅的、律的兒、耶斯祈勒、及都邑長司等ヲ署ス、諳厄利亞人五百十三員、思可齊亜人四十五員トス、此輩ヲ昆蒙斯托称ス」と云っている。「拔竜涅的」は baronet 即ち準男爵、「律的兒」は Ridder 英語の knight 即ち勳爵士、「耶斯祈勒」は esquire 即ち郷紳、「都邑長司」は都市代表者で、イングランドより513人、スコットランドより45人が出ていることを述べ、これを「昆蒙斯」即ち Commons というとしている。そうして

国会の機能について「上下庁各班頭一ヲ推テ可否ヲ裁決ス、其事ハ王命ヲ受テ之ヲ行テ法トス、其大会ハ王命ヲ以テ集ル、私ニ会スルコトナシ、大抵毎歳一次或ハ二歳毎ニ必ス大集会アリ」と記している。ここに、「班頭」とは、Speaker 即ち議長のことである。

その他箕作省吾の「坤与図識補」(弘化3年, 1846年)、箕作阮甫の「八紘通誌」(嘉永4年, 1851年)、等は、みなオランダの原本を和訳し、かつ編集した万国地理書で、そのうちイギリスの部分には、みな国会のことが、多かれ少かれ、かつ、幾多の誤りを含みつつ、記されている。そうしてわが国民の間に流布したものである。

次に漢文の原本を訓点し、または和訳したものとしては、清の林則徐の「海国図志」がある。この書は、もとアメリカ人がシンガポールにおいて著述したものを、清の林則徐が漢訳し、さらに魏源が諸書を輯録追加して、道光22年(天保13年, 1842年)に出版したものである。わが国にては塩谷世弘、箕作阮甫が訓点して安政元年(1854年)出版されたのみならず、正木篤の「美理哥国総記和解」, 「英吉利国総記和解」, 「黒利加州沿革誌総説総記補輯和解」, 広瀬竹庵の「亜米利加総記」, 「続亜米利加総記」小野元済の「英吉利広述」, 大槻禎の「重訳仏蘭国総記」等、安政元年、2年ごろに、いずれも「海国図志」の部分的和訳として出版されているので、広くわが国民の間で読まれた文献である。ことに原著者林則徐は、阿片戦争にも活躍した人であるから、この書の中で「英夷ニ於テ特ニ詳ニス」と塩谷世弘は云っている。

この「海国図志」の中で、イギリスの国会制度を記述したところが三つある。その一は、巻33「英吉利国総記」の「職官」と題した部分である。その二は、同じく巻33に「政事」と題した部分である。その三は、巻34「英吉利国広述」で、魏源が諸書より採録した部分である。本書も多くのあやまりを含み、はなはだ難解である。例えば「巴厘滿衙門。甘弥底阿付撤布来士一人ヲ額設ス。水陸兵丁ヲ專管ス。甘弥底阿付委士菴棉士一人。賦税ヲ専司ス。凡ソ國中事有ルニ遇ハバ、甘文好司、此ニ至テ會議ス」(和

訳)とある一文の如き、果して読み得た者が何人あったであろうか。「巴厘滿」は parliament であり、「甘弥底阿付撒布来士」とは Committee of Supply 即ち歳出委員会のこと、「甘弥底阿付委士菴棉士」は Committee of Ways and Means, 即ち歳入委員会のことで、二つあわせて、わが予算委員会のことであるから、「一人」とは、意味をなさぬ、おそらく官職と間違えたものであろう。「甘文好司」は Commons 即ち下院のことであるから、「巴厘滿」即ち parliament は、上院の意味に用いてある。イギリス国会は、歴史的に云えば、上院から下院が分れたのであるから、こういう表現になったのである。

清の陳逢衡が、道光21年(天保12年,1841年)に著わした「啖咕喇紀略」は30ページに及ぶものであるが、これを津藩の荒木春之進が訓点して、嘉永6年(1835年)日本版が出版されている。その序文に「洋夷近海ニ出沒ス。而シテ啖夷最モ強盛ト為ス。」ゆえに将来を警戒するため、その国情をわが国民に知らせるとある。この書には和訳があって、「無悶子」なる仮名で、「英吉利新志」と題した木活字版が出版されている。この「無悶子」とは「西洋学家訳述目録」によれば、山崎士謙だと云われる。この書の中にイギリス国会に関する記事が少しあるが、はなはだしい誤りを含む。例えば「吧哩滿衙門官人二人」とあるが、これは「海国図志」と同じ誤りで、「吧哩滿」即ち parliament に、歳入委員会と歳出委員会と、二つ委員会があるのを、「官人二人」と、二人の役人がいるように思いちがいでいしているのである。

イギリス人ウキリアム(恭維廉)の輯訳で、塩谷世弘が訓点して、安政6年(1859年)日本版を出した「地理全志」、清の徐松龕の輯著で、井上春洋、森秋園、三守柳圃の三人が訓点して、文久元年(1861年)、阿波藩より出版した「瀛環志略」も、同じような地理書でそのイギリスの部分に若干の国会に関する記述がある。

さらに1856年、これもイギリス人ウキリアム(恭維廉)の原著を、わが青木周弼等が訓点して、文久元年(1861年)に、日本版を出した「英国志」

はイギリスのみに関するもので、相当広く流布したものである。慶応2年、西郷隆盛から大久保利通へ宛てた書簡中に「英国志と申書物御探し被下式部計早便御下可被下候」云々と見えている。本書の第8巻中に「職政志略」と題した部分があり、ここに国会のことが記されているが、この種の類書の中ではもつともくわしい。

四

次は英語で書いた原本を和訳したものであるが、これは英語がわが国で一般に用いられるようになったのが、オランダ語より、ずっと後のことであるから、この種の文献が現われたのは、明治時代に入ってからのことである。

まず最初に挙げなければならないのは、どうしても、福沢諭吉の「英国議事院談」2冊である。本書は明治2年(1869年)に出版され、実にわが国最初のイギリス国会に関する著作である。寛政9年から享和2年までの間の著作と推定される近藤守重の「伊祇利須紀略」が、イギリスに関する最初の著作であるから、それから、およそ70年ほど経過しているのである。本書は「福沢諭吉訳述」と記され、その原本は、同書の巻頭の「例言」中に云う如く、「英人ブランド氏所著の學術韻府中議事院の部」であり、それに「ブラッキストーン氏ノ英律及ビビール氏の英国誌」その他米英の諸書を「撮訳」したとある。「ブランド氏の學術韻府」というのは William Thomas Brande, Dictionary of Science, Literature and Art, 1865~7, 3 vols のことである。「ブラッキストーン氏ノ英律」は William Blackstone, Commentary on the Laws of England で、「ビール氏ノ「英国誌」は D. Beale, The Students Text-Book of English and General History, from B. C 100 to the Present Time, with Genealogical and Literary Tables, and a Sketch of the English Constitution のことである。現在ブランド・ビールの両書は、いずれも福沢諭吉の蔵書印あるものが、慶応義塾図書館にあるから、これを使用したものと思われる。

この著作について、われわれを驚かせることが二つある。その一つは、この和訳が非常に短い期間で出来たことである。福沢諭吉が後に「福沢全集」の「緒言」で「著者が始めて執筆起稿の其日より一切の事を終りて議事院談2冊の製本何百部を得たるまでの日数僅かに三十七日を過ぎず」と云っているように、起稿から製本までが一箇月余りであったことである。その二は、明治2年頃には、英語は、まだわが国に普及せず、よい辞書もなかったのに、これだけの和訳ができたということは、驚くべきことである。イギリス国会制度の文献の翻訳は、決して容易なものでないからである。

次に挙ぐべきは、鈴木唯一の「英政如何」5冊である。原著はフォンブランク (Fonblanque, A. W) の How we are Governed (1862) である。訳者の序文にも「原書は英国の法律学士アルバニイ・ホンブランクの著述にして1862年にロンドン府刊行のものなり。原書はハウ、ウキアール、ゴープルンドと題す。即ち〔我輩(英国人民)如何様に支配せらるる耶〕の義なり。今称呼の便ならざるを以て改めて英政如何と名づく」と記されている。この「ハウ・ウキアール・ゴープルンド」という発音を見れば、当時の英語の程度が知れるであろう。また選挙は「人選」、候補者は「心願人」、選挙権者は「選み人」というように、当時はまだまだきまらなかった言葉のない時分であるから、一々訳語を作って行く苦心は、大きかったであろう。本書は訳書ではあるが、イギリス国会の組織、手続等を、これほど詳細に記したものは、本書以前には、なかったのである(もっとも翌明治2年に、「英国議事院談」が出版されているが)。そうして明治元年頃にこれほどの翻訳ができたことは、今日、なおわれわれを驚かすに足るものがある。

上述の二書につづいて、村田保「英国議院章程」(明治8年)、高橋基一「英国々会沿革誌」(明治12年)、小池靖一「英国議院典例」(明治12年)、尾崎行雄「英国議院政治論」(明治15年)——というように、イギリス国会制度を紹介したものが、追々出版されるようになったのである。

以上に述べたオランダ語、漢文、英語の原書に基づく文献により紹介されたイギリス国会制度は、実際の見聞者の記録を得て、一層正確なもの

なった。わが国民がイギリス国会を見学した最初の記録は、文久2年の遣欧使節一行が、イギリスを訪問した時のものである。次に述べる高嶋祐啓の「欧西記行」がそれである。次いで慶応元年にイギリス、フランスへ行った柴田日向守一行の中にあつた、岡田撰蔵の「航西小記」がある。その後、イギリスへ行く者が多くなり、従つてイギリス国会見聞の記録も多くなった。もちろん、実際、見聞者の手になったものと云えば、福沢諭吉の「西洋事情」も、「英国議事院談」もそうであるが、前者は単なる見聞の記録ではないし、後者は訳書であるから、これを除き、見聞を主としたイギリス国会の紹介であるものを次に掲げる。従つてこの種のもは、多く旅行記に現われてくるのである。それでも村田枢の「西洋聞見録」の如きは、「西洋事情」に匹敵する整備された内容を有するものである。

イギリス国会を実際に見学した記録として、もっとも古いと思われるのは、文久2年の遣欧使節の随員であつた医師高嶋祐啓の「欧西記行」で、多くの挿絵を入れた、面白いものである。この遣欧使節の見聞の記録は、他にも多いが、イギリス国会の見聞の記録は、他に無いようである。福沢諭吉の「西航記」にも、イギリス国会の記事は無く、却つてプロイセン国会の見聞が記されているのである。この「欧西記行」の巻11、12がイギリスの見聞であり、国会に関する記述は、巻11のほうにある。ただし、本書は、もっぱら「一日此ニ遊フ」とあるように、国会の内部の様子が主なもので、国会の機能等については、ほとんどふれていないのである。

次に挙ぐべきは、岡田撰蔵の「航西小記」である。此人は、慶応元年に、外国奉行柴田日向守が特命弁理官として、イギリス、フランスに行ったとき、その従者として同行し、約10箇月にして帰朝した。その間の見聞を手記したものが本書である。その中に、慶応元年11月12日、イギリス国会を見学した記事が掲げられている。大してくわしいものではないが、その中に「下院は平人相集りて事を議す其議事に出席する人は国民の代人として議事ある時は此堂に来る」云々とある。この「国民の代人」ということは、「代表」という観念を明らかにしたもので、わが国の文献が多くは国会議

員を、ただ「官人」とか、「役人」とか云っているのと比較して、注目すべき文言である。しかし「自国他国の人に拘らず議事に加ふるを許す」とあるは、傍聴を許すことを誤解しているのであるから、すべて正確な記述とは言い難い。

慶応3年、パリに開催された万国博覧会のために、徳川昭武一行が欧州へ行き、その間、イギリスを訪問したとき、一行中にあった渋沢篤太夫（後の栄一）が、その見聞を書き留めた「英国御巡行日誌」というものがある。この中に慶応3年11月8日、イギリス国会を見学した記事がある。ただし、これは、はなはだ簡単な見聞記に過ぎない。

明治2年から3年にかけて出版された「西洋聞見録」7冊は、はなはだ重要な文献である。著者は村田枢（文夫）、広島の人、医師の家に生れ、緒方洪庵の門に入ったが、元治元年脱走してイギリスに渡り、明治元年帰朝した人である。当時の西洋文化を紹介したものとして「西洋事情」と比較し得る名著である。題して「西洋」というけれども、内容は、ほとんどイギリスに関する記事である。本書の中にあるイギリス国会に関する記事は、極めて整ったもので、単なる見聞記ではないが、著者がイギリスにあって、実際の見聞を基礎としているから、ここに掲げたのである。

本書前篇秋之巻の中の「英国地理名勝」と題する部分に「公会堂」として、国会議事堂の説明があり、次いで前篇冬之巻の中に「英国々制」と題して、イギリス国会制度に関し詳細な記事を掲げている。例えば「上院ヲ三廻シ下院ヲ三廻スレハ合シテ六回ナリ是ニ王ノ手ヲ経ザレバ国律トナルヲ得ス」とあるが如き、「三廻」が三読会制度のことを云ったものと知らない当時の読者を、大いに悩ましたであろうと思われる部分もあるが、大体においては、正確な記述をしているのである。

明治4年11月より、明治6年9月にかけて、岩倉具視が特命全権大使として欧米各国を歴訪して、帰朝したが、その一行中にあった久米邦武が、「特命全権大使米欧回覧実記」を著わした。本書は明治9年に脱稿し、明治11年に公刊されたが、その見聞の内容は、上述の如く、明治4年より、

6年の間におけるものである。岩倉具視がイギリス国会を見学したのは、「大使信報」（岩倉大使事務局より大使一行の動静を発表するため、公刊したもの）によれば、明治5年8月2日のことで、久米邦武の記録とも一致する。この中に下院の議場を眼前に見た記事が面白い。「白髮ノ老人モ温厚ノ君子モ俊秀ノ青年モアリ或ハ議論英発シ或ハ循々説明シ仰クアリ伏スアリ或ハ黙座シ或ハ沈吟シ或ハ文ヲ草シ或ハ書ヲ閱シ中ニハ画ヲ模写スルアリ意態万状ニテ百花ノ燦爛タル觀ヲナス議論ヲ起スヲ「ウォード」ト云議長ニ向ヒテ一人ツツ意見ヲ陳明ス滿坐之ヲ聞クモノ其緊要ノ所ニ至レハ「ヒヤヒヤ」ト声ヲ掛ル最モ肝要ノ警語ニハ「チャース」と掛声ヲナシテ賞賛シ或ハ其痛快ニ失策ヲ論破スル所ニハドット笑フゴトモアリ中ニハ欠伸ノ声モキト異論ノ人ニハ耳目ヲモ注カス冷笑シ居ルモアリ或ハ一心ニ他ノ文案ヲミテ管知セル如キ人モアリ」と記してある。万延元年(1860年)のわが遣米使節一行がアメリカ国会の上院を見学したとき、村垣範正がその著作「航海日記」に記したところによれば、「手真似などして狂人の如し」とか、「もゝ引掛筒袖にて大音に罵るさま副統領の高き所に居る体杯我日本橋の魚市のさまによく似たり」とか、議場の有様にあきれ果てたところが、よく記されているが、ここでもそれに似た印象をうけるのである。このような場で、一国の大事が討議される不思議さは、当時のわが国民の誰でも感じたところであろう。

最後にどうしても逸してならない文献を掲げる。それは安川繁成の「英国議事実見録」三冊で、明治8年(1875年)に出版されている。福沢諭吉の「英国議事院談」を、わが国最初のイギリス国会制度の専門書とすれば、本書はわが国最初のイギリス国会議事手続の専門書といえることができる。同じ年に村田保の「英国議院草程」が出たが、これは出版の日附が、本書よりも遅れている。明治8年頃に、総計300ページを越すイギリス国会の議事手続に関する著作が、わが国にあったということは、まことに驚嘆すべきことである。本書は「英国法律学士約翰布蘭ゼオンブラン口授日本権少外史安川繁成編輯」と題され、一見翻訳書の如くであるけれども、決してそうでない。

著者の序文に「予曩ニ各国視察の命を奉シ出テ英国ニ在ノ日其博士『セルドン、エモス』氏ニ就テ其政事ノ概略ヲ質問ス曰ク我国政府ノ方向ハ人民衆意ノ帰著スル所ニ拠テ之ヲ定ム故ニ先ヅ人民協議ノ体裁ヲ知ラズンバアルベカラズト予是ニ於テ議院ヲ実見シテ之ヲ記録センコトヲ欲シ同国ノ学士『ゼヨン・プラン』氏ニ頼テ之ヲ謀ル曰ク余一友人アリ今幸ニ議長タリ予ガ為ニ之ヲ請ハント遂ニ其許可ヲ得テ議院ニ入り其間ク所ノ議論及ビ『プラン』氏ノ聞テ以テ予ニ伝フル所ノ議論ヲ筆記シテ之ヲ實際ニ徴シ或ハ議事案件に付他庁ニ相関渉スル者ハ其庁ニ至ッテ之ヲ質シ漸次筆記スル所積テ冊ヲ成シヌ即チ此書ナリ」と記すによって明らかである。そうして著者は、みずからイギリス国会を見学すること39回に及んである。「予ガ英国滞在申彼ノ議事院ニ往キシコト凡ソ三十九度而シテ其中上院ニ立寄ルコト十有九度ナリ」と著者が云っている言葉は、もって本書の価値を明らかにするものであろう。

以上に述べたところにより、わが国民の先覚者たちは、非常な苦心をしながら、あるいはオランダ語の原本から、あるいは漢文の原本から、あるいは英語の原本から、その和訳、訓点を通じて、イギリス国会制度を学び取り、これに実際の見聞を基礎とする知識をも加えたのである。そうして幕末、明治初期の政局においてこれを応用しようとしたのである。

五

わが幕末、明治維新時代の先覚者たちは、欧米各国の文化に驚嘆するとともにこれをわが国に移入しようとした。福沢諭吉が「福沢全集」の「緒言」に、「当時の我々同行の日本人は驚くのみならず其驚くと共に之を羨み之を我日本国にも実行せむとの野心は自ら禁じて禁ずべからず」という如く、イギリスとわが国とは、同じ島国であり、その本土の面積も大差がない。しかるにイギリスは、世界に冠たる富強国である。日本はよろしく之に学ぶところがなければならない。そうしてその富強の原因の一つは、その政治制度である——として、これを敬慕する念を抱き、ここにイギリス崇拜時代を生じたことは、既に述べた如くである。ここに述べよう

とするのは明治維新前後の会議論に及ぼしたイギリスの国会制度の影響である。

さてここに「会議」とは、明治維新前後に唱えられ、かつ、ある程度まで実現された国政討議の集会のことである。あるいは、また「議事院」「議政局」「公会」「会議所」等種々な名称で呼ばれていたが、五箇条の御誓文に「広ク會議ヲ興シ」とあるから、「会議」という語で、呼んだままである。臨時設置の会議論もあれば、常時開設の会議論もあり、公卿、諸侯その他武士階級のみのも会議論もあれば、一般国民の代表者にまで拡大した会議論もあった。またここに「明治維新前後」といったが、これは幕末から、明治6年頃までの時期を云ったつもりである。何となれば、明治7年頃からは「会議論」は「民撰議院論」と呼称を変じ、さらに明治12年頃からは「国会願望連動」と称せられるようになったからである。以下この時期を限り、各方面に唱えられ、かつ、ある程度実現された会議論を検討し、これにイギリス国会制度がどのような影響を及ぼしたか否かを、研究したいと思う。

まず第一に挙げるべき会議論は、土佐派のそれである。土佐藩が、後藤象二郎を中心に、この会議論をもって、幕末の政局に周旋したのはもっとも有名である。その表面は、王政復古、幕府廃止の大義名分であるが、その内実は、武力討幕、徳川氏打倒の回避策であり、土佐藩主山内氏の祖、山内一豊が関ヶ原の役の後に遠州掛川6万石から、一挙に土佐一國20万石、（後に24万石）に加増移封された累代の厚恩（岩淵夜話別集）に報ずるためであった。

さて後藤象二郎等の会議論が、はじめははっきりと現われたのは、いわゆる「船中八策」と称せられるものであって、その中に「上下議政局ヲ設ケ議員ヲ置キテ万機ヲ參贊セシメ万機宜シク會議ニ決ス可キ事」という二院制度の会議設置論が記されていることは、「海援隊文書」によって明らかであり、これを作成した者は、後藤象二郎、坂本龍馬、長岡謙吉（今井順清、順正）等であり、彼等が慶応3年6月9日、長崎港を出帆し、12日

兵庫港に入るまでの船中で、作成した8箇条、即ち「船中八策」と云われるものの1箇条である。この時船中にあった者の人名及び航海日程は「海援隊日史」に記されている。

この「船中八策」中の会議思想がどこから出て来たかは、正確な史料を欠く。後藤象二郎は、明治21年6月21日、回顧談をして「又此間ニ予ノ研究セシハ福沢諭吉著西洋事情、清訳聯邦政略、英国議院論等ノ書物ヲ読ミテ粗ホ西洋ノ事情ヲ察シ又天下ノ大勢ヲ考案スルニ至リ始メテ徳川氏ノ政権ヲ収メテ更ニ政府ヲ設クルノ可ナルニ若カスト思ヘリ」（「史談速記録」七〇輯）と云っているが、「英国議院論」という書物は当時存在しなかった。おそらく明治2年出版の福沢諭吉の「英国議事院談」を、後に後藤が読んだことがあり、これが誤まって回顧談中に入ったものであろう。この種の思いがいは、回顧談には有りがちなことである。「清訳聯邦政略」は、元治元年に箕作阮甫が訓点し、出版した、「聯邦志略」のあやまりであろう。しかし、後藤象二郎の思想が、イギリス国会制度の影響をうけたであろうことについては、傍証がある。それはアーネスト・サトウ (Ernest Satow) の *a Dipromat in Japan* である。本書は1921年（大正10年）に記されたもので、回顧的記述であるが、有力な参考とするに足る。本書によれば、慶応3年7月、長崎で起ったイギリス人殺害事件に関し、イギリス公使パークスが、同年8月、軍艦に乗って土佐に来たとき、公使館員であるサトウは、その随員としてともに来て、山内容堂や後藤象二郎と会見したが、その時の記事の中で、彼は「その後容堂と後藤とは、余に対し、ルクセンブルグ事件や国会の組織及び権限や選挙制度の質問をした。大ブリテン国のそれに似た憲法の観念が、既に彼等の心中に深く根を下していたことは明白である。（中略）晩餐後、後藤は艦上に来り、政局に付て語った。彼は国会を建設し、イギリス流の憲法を制定しようとする考えであると語り、且つ西郷も同じ意見を抱いていると云った」と記しているのである。この時はすでに「船中八策」が作成された後のことであるが、山内容堂や後藤象二郎がサトウによって「大ブリテン国のそれに似た憲法の観念が、既に

彼等の心中に深く根を下していたことは明白である。」(It is evident that the idea of a constitution resembling that of Great Britain had already deep root in their minds) と観察されていることは、大いに注目すべきことである。なお余談であるが、ここに「ルクセンブルク事件」とあるのは、当時ルクセンブルク公国をめぐって、プロイセンとフランスとの間に争いがあり、戦争(後の普仏戦争)の危機を招いていたことを指す。何となれば、もし欧州に戦争が起れば、外国の日本に対する圧迫が弱まるかも知れないという希望的観測が、わが国の一部にあったからである。慶応3年8月4日附、西郷隆盛が、薩藩家老に与えた書簡中に、この事件に言及して、「只我國之難儀の余りには却而彼方之戦争を欲し候浅間敷心に御座候」とあるが、参考となるであろう。

後藤象二郎は、この「船中八策」をひっさげ、京都に現われて、まづ土佐藩の有司を説得した後、これをもって公武の間を周旋しようとしたのであるが、ここで当時の政情について一言して置く必要がある。

この時、將軍徳川慶喜は、京都にあり、朝暮の間に立って周旋していた者は、薩藩の島津久光、宇和島藩の伊達宗城、福井藩の松平春嶽、土佐藩の山内容堂で、いずれも現職の藩主ではなかった。当時これを「四藩」と称した。そうして武力討幕派は、漸次その勢力を増大し、殊に薩藩においては、西郷隆盛、大久保利通の抬頭とともに、動もすれば、公武合体より武力討幕へ、一転しようとしていた。だからこれを公武合体的会議論で説得することは、はなはだむづかしいことであった。それを後藤象二郎は、大活躍をして、薩藩を誘引し、会議論に同調させ、終に「薩土協定」を締結したのである。彼とともに京都で活動した同藩の寺村左膳が書き残した、「寺村左膳手記」は、後藤の活動振りを詳細に伝えている。その中に「象二郎着京以来苦心筆紙之及処ニ非ス其余之重役数人ト雖其半勞ヲ分ツニ不至名望朝野ニ及ヘリ」と記している。ところがその後薩藩はこの協定を一方向的に破棄したので、土藩が単独で、これを建白することになった。だから慶応3年10月3日、土藩から幕閣へ、また10月4日、二条摂政へ提出し

た建白書は、「土藩建白」と称せられている。

10月13日に到り、いわゆる大政奉還の「二条城会議」が行われた。しかし「会議」といっても、単なる集合で、何も協議したり、討論したものは、なかったのである。即ち幕府は、各藩の代表者を二条城に召集して、「上意之書付」というものを公表したが、この中に、既に大政奉還の意思が明らかにされていて、意見のある者は、直接徳川慶喜へ申し上げよというものである。だから決して、みんなの意見を求めて、進退を決しようとしたのではないのである。そうして慶喜へ対面を申し出た者は、ただ6人のみである。その6人は、薩藩の小松帯刀、土藩の後藤象二郎、福岡孝弟、芸藩の辻将曹、備前藩の牧野権六郎及び宇和島藩の都築莊蔵であった。そうしてこの6人は、第一回は薩、土、芸三藩の4人、第二回は備前藩、第三回は宇和島藩と三回に分れて慶喜に会ったのである。（「続徳川実記」「備前藩史料草案」「丁卯日記」「伊達家文書」）。

さてこの会見において、後藤象二郎が慶喜にイギリス国会制度、政治制度について入説したことについては、久松定昭の「英国議事院制度の聞書」を引用しなければならない。これは松山藩主久松定昭が、慶応3年12月、二条城において、慶喜に侍坐していたとき、慶喜が後藤等に会ったときのことを語ったのを聞き、明治元年3月27日、これを手記した「閑窓雑記」の中にあるもので、十分信頼し得る史料である。この聞書は、まづ「吾(久松定昭)慶応丁卯歳嘉平月(3年12月)某日夜徳川内府公(慶喜)カ住ミタマウ二条城エ出テ謁見ス此時内府政権ヲ奉還セルヨリ時日猶去ルコト不遠公王制ノコトヲ初トシテ万国制度建国の法ヲ語タマウ」とあり、次いで「公の仰ニハ今般三藩薩土芸ナリ王制ノ儀ヲ主張セシハ斉シク英国ノ法制ニ倣フコトヲ欲スト思ヒシトコロ予過日小松帯刀後藤象二郎ニ面会セル期後藤象二郎ノ譚ヲ聞クニ果シテ英国議事の制法上下院ヲ建テ海内海外ノ事件ヲ商議シタルニ模擬セル趣ナリ」云々とあって、後藤がイギリス国会制度を入説したことが明らかである。ここには略するが、上掲史料は、その後、慶喜が後藤から聞いた国会制度を含むイギリスの政治制度を、慶喜

が話したとおり、くわしく書き留めているのである。しかし土佐派のイギリス国会を模範とした会議論は、薩長がその後間もなく起した鳥羽伏見の戦争で水泡に帰したが、この会議論は、その後いろいろの形で、明治政治思想史の上を流れて行ったのであった。

六

次に徳川幕府側にあった会議論について述べる。会議論は、みな王政復古と結びついているから、幕府側にはないと考えるのは、間違いである。会議論はもちろん、大政奉還さえも、達識の士によって夙に唱えられていたのである。この幕末の会議論の萌芽ともいうべきは、幕府が創業以来の制度を、みづから破って、一般大名及び有司の政治上の意見を求めたことである。即ち嘉永6年ペリーの艦隊が来て、開国を強要するや、幕府は同年7月1日諸侯及び布衣以上の有司にペリーの書簡写を示し、その意見の開陳を求めたことである。即ち「言路洞開」を断行したのであった。

幕府側の会議論として、まず第一に挙げなければならないのは、大久保忠寛（一翁）の思想である。彼は徳川譜代の旗本で、若年寄その他幕府の要職に歴任し、維新後も東京府知事、元老院議員等に歴任した人である。彼は既に文久2年に大政奉還論とともに、会議論を唱えていた。そうして文久3年10月15日、松平慶永（春嶽）に呈した時務の意見書中に具体的な会議論が存している。即ち「続再夢紀事」（福井藩中根軋負の手記）の中に「愚考には公方様（徳川家茂）再び御上京一橋公（徳川慶喜）御始列藩ハ素より四民共公議所へ御集可成ハ堂上方迄も出座其上ニ而天理之当然御極之事ニ相成候ハハ永世之御基本相立最良策と奉存候」と云っている。「公議所」という、公卿、大名、諸士、諸民まで集めた会議設置論を唱えているのである。そうしてさらにその細目を説いたが、それは「続再夢紀事」に「大久保の公議会は大公議會小公議会の二種に分ち大公議會ハ全国に關する事件を議し小公議會は一地方に止まる事件を議する所とすへし議場は大公議所を京都或は大阪に設け小公議所を江戸其外各都会の地に設くへし又大公議会の議員は諸侯を以てこれに宛此内五名を撰て常議員とし其

他の議員は諸侯自ら議場に出つるも管内の臣民を撰て出場せしむるも妨なき事とすへし其会期は五年に一回これを開き臨時議すへき事件あれば臨時にも開くへし小公議会の議員及会期ハこれに準して適宜の制を立へしとの意見なりしとそ」と記されている。彼によれば「大公議會」は、大名を構成員とする国会で、「小公議會」は、「これに準じて適宜の制を立へし」とされ地方議会の性格をもっているように見える。

元治元年（1864年）、池田筑後守長発等が、フランスより鎖国談判に失敗して帰朝するや、その見聞に基き、報告書を兼ねた意見書を提出したが、「続再夢紀事」や「維新史料」などによると、彼は「一体西洋各国の風儀ハ御国抔トハ違ヒ君民同権ノ政治ニ御座候テ上下両議院ノ論一致不仕候儀ハ政府ニテモ制服仕候権ハ無之候間政府ヘ引合候外国民ノ心ヲ取候事大切ニ御座候」と唱えている。しかし幕府は、池田等が外交交渉に失敗した責任を問ひ、彼等を処罰したくらいであるから、彼の意見書などは、問題にされなかった。これは上下二院の国会制度を「君民同権ノ政治」として入説しているのである。

慶応年間に入っては、西周の会議論が、光彩を放っている。西周（当時周助）は、津田真一郎、神田孝平とともに、幕府からオランダに留学を命ぜられ、この時、すでに帰朝していた最新知識であった。「伊達宗城在京日記」によると、西周は、幕府に「議事院等之建白」をしたけれども、一向採用されず、ただ「仏学御相手且調物御用」のみ忙がしく志を得ないことを記している。

西周は、慶応3年3月11日に到り、将来設置すべき会議の議事手続及びその「会議」に付議すべき憲法草案を起草して、慶喜に提出したが、この二つの草案は、幕末若年寄兼外国奉行であった平山省齋所蔵の書中から発見され、「西周助列藩会議に関する上書稿本」及び「西周助上書稿本別紙議題草案」と題して、雑誌「江戸」第2巻第4号及び第3巻第1号に発表された。西周は時勢の赴くところにより「会議」の設置の已むを得ざることを述べた後、問題を二つに分け、第一は会議の議事手続、第二はその会

議に提出されるべき憲法草案である。第一の議事手続を、西周は「會議之仕法」と云っているが「會議之仕法」のみを説いて、會議の組織について何も云っていないけれども、これはこの會議に付議されるべき憲法草案中の、「議政院」の組織どおりに、予め會議を組織して置く方法をとったからである。

次にこの「會議」に付議すべき憲法草案については、丁度その頃出来た北ドイツ連邦のような、連邦国制度を採用しようとしたのは、注目に価する。彼は（１）禁裏之権、（２）政府の権、（３）諸大名之権の三者を國家の構成要素と認めた。つまり（１）朝廷、（２）幕府、（３）諸藩である。そうして「藩」を單位とする君主的連邦國家の青写真を描いたのであった。この國家組織において、「列藩會議」は「議政院」と称せられ、これを、「上院」と「下院」との二院をもって組織する。この議政院へ出席して、國事を議することが西周のいわゆる「大名之権」であった。「上院」は「万石以上大名出席」とあるから、封建諸藩全員が参加する。「下院」は「藩士壹藩壹人宛」を選んで出席させる。人口の多少に応じて代表を決めることは、「方今封建之治ニ而左様も相成不申」としているのは、連邦國家を描いているからである。また代表を武士階級に限定しているのは、「百姓町人も末々文盲之時」だからという見解である。そうして上下両院は、議政院の二院として、一体であるべきものとし、「右上下院共會議所別に有之候とも、一体之事」と云っている。

西周の連邦國家制度は、當時としては、おそらく、もっとも整頓された構想であったと思われるが不幸にして慶喜の顧るところとならなかった。慶喜の関心は、むしろイギリス流の國會制度にあったものと考えられる。彼は既に、大政を奉還した後もイギリス公使パークスが会いに来たとき、極めて熱心にイギリス憲法に関する質問をしたことが、アーネスト・サトウの手記に「翌日ハリー卿（パークス）は登城した。其目的は上様（慶喜）より大會議及び新政体に関する彼の計画を探らんためであった。然るに彼（パークス）は先を越されてイギリス憲法に関する質問を受けて謁見の時

間の全体を空費し、最後に僅か一、二の質問をなし得たとどまった」と記されているのである。つまり慶喜は大政奉還後設置すべき「会議」に重大な関心をもっていたのである。

次に慶喜が鳥羽伏見の役に敗れて、江戸に帰ってから一種の「会議」が設置され、徳川氏自身に関する限り公議輿論の制度を実現した。これ幕府側の会議論が、相当根の深いものであったことを示すものである。

幕府の洋学研究所たる開成所においては、明治元年（1868年）1月、会議が行われた。このことに関しては、「復古記」に採録された「武内孫助筆記」にその記事が見えているが、精密な史料が乏しかった。ところが、昭和になってから、開成所の関係者が編輯した廻覧雑誌ともいうべき「新聞叢叢」が、明治文化研究会の手によりて刊行され、その中に詳細な記事が存していることが判明した。

明治元年1月13日、開成所から会議召集のための「廻状」が出された。召集された者の範囲は、幕府の直臣及び帝鑑問詰諸侯の留守居役であった。「帝鑑問詰」は、家門又は譜代の家格のもので、外様大名を含まない。「留守居役」は、渉外事務を担当している者をいう。召集については「毎日五時半より八時迄の内銘々腰弁当之事」とある。「新聞叢叢」によると、14日は「午前諸藩士赤坂交際方之布告に随て追々来会す昨日閣老へ会議候事申出置候処御聞届に相成候監察阿部邦之助来」とあるから、この会議は、開成所関係者の発議にかかる私的のものであるが、幕府の許可を得、かつ目付役臨監の下に行われたのである。また「今日諸侯万石以上以下陪臣末々迄布告す」とあるから、当日に到り、召集者の範囲を拡大し、かつ、召集の手續について「右は監察局より也」とあって、目付役で便宜取扱ったらしいことが、この記事でわかるのである。なお、この会議に出席した紀伊藩の武内孫助の手記によると、「辰正月 十四日開成所会議席へ罷出候所出席一同床几ニテ並居候所へ左ノ書付出候間書取退引但板間ニテ稽古場の模様ナリ」とその場の有様を明らかにしている。ここに「左の書付」というのは、議事規則であって、神田孝平が起草したものであることは、「新聞

審議」所収の草案でわかる。

徳川幕府は、この開成所の会議を、やがて正式に「公議所」というものにしようとした。勝海舟の日記、明治元年1月22日の条下に「公議集會之挙あるべき旨建言する者あり」とある。既に開成所で、幕府認可の下に国事が討議された以上、やがて公式の会議に移行するのは、当然の成行きというべきであろう。そこで1月27日に到り、公議所設置の件が公布された。「公議所」という語は、既に述べたように大久保忠寛が用いているのである。この公議所に関する史料は「統徳川実記」「復古記」採録の「武内孫助筆記」「松平康民家記」等である。この公議所へ召集された者の範囲は、二種に分れており、「布衣以上の御役人並寄合」以上の資格（目見得以上）の者は、全員、「衣布以下小役人」は各々、支配で、一人宛代表者を出すことになった。また上述の出席者以外の者に対しても建白の権利が与えられた。さらに「事柄ニ寄り口上ヲ以テ申上候テ不苦候事」とあって、会議へ出席して、口頭をもって建白することも認められていたらしい。「武内孫助筆記」にも「町人体の者も出頭何カ見込申立シ由」とあるから實際庶民の中からも出席した者があったと思われる。この公議所の会議は、明治元年1月29日に発会されたが、間もなく東征軍が江戸に迫って来たので、崩壊してしまった。1月29日の会議に出席した武内孫助の手記によると、「正月廿九日発会丸ノ内評定所ヲ以テ公議所トシ諸藩ヲ招ク監察津田真一郎加藤弘蔵其外出頭諸藩ニ質問セシハ恭順の事件ナリ曰ク大君恭順ヲ以テ天朝ニ謝罪セラル折恭順は如何シテ可ナラン此日諸藩士各見込ヲ演述ス戦争ノ激論モ多ク有リシ様子町人体ノ者モ出頭何カ見込申立シ由何事ニヤ不詳此後右公議所へ出頭セス諸藩ノ議論一向ニ聞込無之」云々とあって、そ達の光景が想像できるであろう。イギリス国会制度を頭に描いた慶喜の家来が実際に会議を開いたのは、興味ある事実である。

七

次に既に述べた土佐藩の会議論以外の主なものを挙げることにする。まづ福井派の会議論について述べる。越前福井の松平氏は、徳川氏の一族で

あり、徳川幕府の制度によれば、その家格は、「家門の筆頭」と定められ、幕政にも参与し得べき家柄であった。幕末の政局に周旋した藩主松平春嶽（慶永）がイギリス流の会議思想を抱いていたことは、その著作「虎豹変革備考」によって明らかである。この原本は表紙付本文9枚の短いもので、越国図書館10行野紙に記されている。著作の年代は不明であるが、おそらく文久2,3年ごろと推測される。この著作中において春嶽は「天下公共之論を議してこれを用ふるに巴力門高門士即ち上院下院の挙なくんばあるべからず(中略)西洋諸州之史をみるにハルリモンコンモンズありて國中之政事を公共の論議に登せこれを賞罰黜陟せしめ与奪といえども又然り英ノ王も仏の帝といへともこれを自由にする事を得ず」云々とあり、「ハルリモン」「コンモンズ」の語は、明らかにこれをイギリス国会制度より伝承したことを示している。「巴力門」「高門士」は、文久元年に出版された「英国志」系統の文字である。そうして「皇朝之制も一変革して巴力門を江戸に高門士を江戸に創建し此巴力門は幕府の臣下又は諸侯の内たるへく高門士は諸藩の有名之者也○又ハ巴力門を諸侯之藩士に命じ高門士は百姓町人又は庶人を加ふるも一法なるべし」と云っているのである。文中「巴力門を江戸に高門士を江戸に」とあるは、いずれか一方を「京都に」とあるべきところで、これは誤記であろう。ただし、春嶽の会議制度には、公卿階級を全く除外している点を注目すべきである。このような会議論が、実際の政局において、唱えられる以前に、慶応3年に到り、既に述べた土佐派の会議論が、後藤象二郎等によって、公武合体論の政局拾改策として唱えられた。けだし土佐藩は、外様大名であって、家門の福井藩よりも、さらに自由な立場にあったこと、春嶽が慶喜と不和であって、実際の政局に主動的役割を演じ得なかったことなどが、土佐藩に先きを越された原因であろうと思われる。中根靱負の「丁卯日記」に収録された、春嶽から老中板倉勝静に宛てた書簡の中に、「象二郎は御承知之通西洋法を信じ議事院申立是は忠直可感候得共象二郎忠直西洋法之論を借て私説を恣にせんか為議事院を開かんとする輩も随分可有之哉候へは若其向々より朝廷へ議事院建白出候而

も軽卒御採用被為在候而は天下之一大變動眼前に生し可申候は勿論と深く心痛仕候」と記している。これは春嶽が、第一には、議事院の実現が周囲の情勢、ことに彼自身散々に手を焼いた幕府有司の保守的態度に鑑み、ほなほだむづかしいこと、第二には、このような議事院の開設により、政権下移して——春嶽の会議制度には、百姓町人、庶民の参加さえ認めている——過激の壮士輩の手に帰し、「天下之一大變動眼前に生し」るかも知れないことを懸念していたのである。

この松平春嶽の会議論に影響したかと思われるのは、熊本藩の学者横井小楠（時存）が、安政5年から文久年2まで、福井藩に聘せられていたことである。「実学」と称する当時もっとも進歩的な学風であった横井小楠が、会議論を持していたことは、むしろ当然であって、彼が慶応2、3年起草した意見書が「小楠遺稿」中に収められているが、その中に「一大変革之御時節なれば議事院被建候筋尤至急也上院は公武御一席下院は広く天下の人才御挙用」云々と記されているのである。

一方武力討幕の主力であった薩長両藩には、明治維新前の会議論は、ほとんど無い。つまり会議論は時局拾収策としては、武力討幕の回避であるからである。「嵯峨実愛手記」の慶応3年11月27日の条下を見ると、「27日大久保利来談 一 議事院等は衆所知於朝廷太政官を被置其人を可被用のこと」とあって、薩藩の大久保利通が、嵯峨実愛に会議論（議事院）を入説しているが、これは大政奉還の後鳥羽伏見の戦いの前のことで、その後、薩藩は、間もなく武力討幕に踏み切ったので、このような会議論は、しばらく立ち消えとなった。そうして薩長派が明治維新後の政局に主動権を握ってから、漸く彼等の間に会議論を再びきくようになったのは、彼等の会議論が、徳川幕府や土佐派の会議論のように公武合体の時局拾収策ではなかったからである。ことに明治4年から6年に亘り、岩倉具視等が欧米を巡察したとき、その一行の中にあつた大久保利通、木戸孝允等は、欧米の文明と政治制度を実際に見聞したので、わが国の将来を考えざるを得なかつた。「大久保利通文書」に収録されている文献によると、大久保は明治6

年12月、堂々たる會議論を含む意見書を起草している。彼は現在の制度と、将来の制度とを分ち、前者としては太政官に「正院」「左院」「右院」を置き、「左院ハ諸立法ノ事ヲ議スル所ナリ」として、これを立法機関に擬している。後者としては、「議政院」と称するものを設け、「華族及ヒ特命選挙の議員并ニ行政諸省ノ卿ヲ集会シ國憲ニ基テ重大ノ事務ヲ議セシムル所ナリ」としているのである。武力討幕の最先端に立っていた西郷隆盛も、明治6年には、国会開設に賛成している。宮島誠一郎の「国憲編纂起原」に「十三日（明治6年9月）早朝稻荷堀西郷参謀宅へ参り面談先づ第一に国会院設立并左院御改定ノ方法ヲ談シ候処至極同意ナリ」と記されている。

長藩は、徹頭徹尾、武力討幕をもって、邁進したから、會議論は、薩長政府成立後に始めて現われたのである。木戸孝允は、明治4年7月に「大納言参議を一体と為し之を帝室の枢機官とし以て立法を司らしめ行政と而立して政治をなすの議」という建言書を出している。これは「木戸孝允文書」に収録されているが、この中で、彼は〔独裁（東洋諸州及び魯西亜土耳其の政体）の政体にては帝室の枢密機官に当り立君裁制（西洋諸州の政体）にては上院に当り又合議合衆の政体にては設納（上院）に類せり今や我邦開明の化域に赴くの勢を見るに他日人民の智識愈々進歩するに従ひ人々自主自由の権を得ん事を欲し各国制度の体裁に倣ひて下院を開き国民名代となりて政府の議に参せんと企るに至るべし此時に当らは政府と雖も之を枉制するの理なし而して其政体に立法の官なく行政官員の意見と臨機の処分とに従ふて政治を施さば議政立法の大権は忽ち下院に歸し挽回す可ざるに至るべし是予め省察せずんはある可からず」と云い、さらに「或曰現今下院を開き国民中より選挙したる名代人を以て其議員となすの議ありと夫れ下院を開くは尤も開化の政体上に於て善良の挙なりと雖とも現今我国民の如き未だ時勢の如何事理の如何を弁せざる者より名代人を選挙し其決議を採用して国民の輿論也とし之に従て政治を行は其实務上の可否は果して如何なるべき歟されは下院の挙は我國民の時勢を知り事理を弁するの後を待て之を創立すへし今日の実際に於ては輕忽に之を開くは政途を一にす

るの策に非ず」としている。即ち木戸孝允は急激な改革は日本の実状に適せず、「下院」即ち民選議院の開設は、時機尚早であり、まず官選の上院を設置すべきことを述べているのである。彼の後輩であり、よくイギリスを知っている伊藤博文、井上馨などの思想も、これと同じ程度である。

「薩長土肥」と称せられた雄藩の一である肥前佐賀藩は、鍋島閑窓（直正）の世に到って、徳川氏と特別の関係ができた。つまり鍋島閑窓の夫人は、11代將軍家斉の女であったからである。ゆえにとかく幕末維新のもっとも重大な政局に立ち遅れる傾向があった。かの有名な明治2年1月23日発表の「版籍奉還の建白」にしても、藩、長、土の3藩で事を進められ、佐賀藩が参加したのは、その直前即ち1月15日から1月18日の間であって、かるうじてバスに乗り遅れずにすんだ有様であった。ゆえに会議論を思想的に有する者はあっても、土佐藩のように、一つの藩論として主張するようなことはなかったが、明治に入ってから江藤新平が、二院制度の会議論を唱えている。彼が明治3年6月28日附、岩倉具視に提出した「官制職掌略書」及び明治3年10月26日附、三条実美に提出した「国政改革案」には、いずれも、「上議院」「下議院」「上院」「下院」（集議院）の名称を有する二院制度の「会議」の設置が唱えられている。彼が明治7年に到り同藩出身の副島種臣等とともに、「民撰議院建白」に署名したことは、もっとも有名である。また同藩出身の大隈重信が、明治14年に到り、イギリスの制度を、そのままに取り入れた国会の早期開設を含む、急進的な建議書を提出して、明治14年の政変の原因の一つとなったことは、さらに有名である。

以上の会議論とは別に、明治6,7年頃「華族議院論」なるものが、一部に唱えられた。明治6年10月頃、西村茂樹が「大日本会議上院創立案」なる名のもとに、一種の華族議院論を唱え、これをもって華族階級の「不平の気を消散せしむるの法」となし、「今日國家の利害に関する最も多きは士族なり農工商の三民は其智識未だ国事を議するに足らず」として、その構成員を「旧諸侯」のみとし、「代議員」を用いることを原則とするよ

うな案を各方面に持ち廻ったが、福沢諭吉などから「華族は元より敗残の余にして執袴子弟なり是等の輩の勢力を増すは恐らくは国家の福に非ざるなり」と一蹴された。ところが明治7年に到り、イギリス上院を模範として、7月28日、華族会館で「習試会議」なるものが開かれ、議員15人、聴聞者87人が集まり、国会の真似をやった事実があった。明治7年8月23日の「東京日日新聞」は、このことを報道して「規模ノ宏壮ナル後來ノ盛大想フヘシ」と云い、また「卓識英見実ニ人民ノ標的タルヲ信スヘシ」と云っている。国会発達途上の一つのエピソードであろう。

Introduction of the English Parliamentary System into Japan before and after the Meiji Restoration

by Kiyoshi Asai

I

From the last days of the Tokugawa Shogunate to the beginning of the Meiji era, our people respected England and tried to introduce the English political and constitutional institutions into Japan. The draft Constitution of 1880 drawn up by the Genro-in, a body of councillors appointed by the government, may be said to symbolize the peak of the Japanese admiration for England. This draft Constitution was rejected as being unsuited to the "national character" of Japan, and this was followed next by the "sovereignty controversy" that developed in 1882, when at last the Japanese government began to shift the target of its admiration from England to Germany. An observation of the Japanese ideas on England in those days may be made aptly by broadly dividing the vicissitudes they passed through into four stages.

The first stage may be described as a "period of Japanese indifference toward England" and covers the period from the time when William Adams arrived in Japan as the first English visitor in 1600 to about 1789. During this period our people showed no particular interest for England, for, although the latter country had formally entered into friendly relations with Japan in 1613 and established a trading firm at Hirado, she was defeated by Holland in the race for Japanese trade, with the result that she was forced to withdraw from Japan by closing her trading firm at Hirado in 1623.

The second stage is a "period of Japanese apprehension of England" when, with the frequent appearance of English whalers in

the Japanese waters since around 1789, our people began to entertain a vague feeling of insecurity toward these "black ships". Especially, the Japanese feelings toward England were greatly aggravated by "the English cruiser Phaeton incident" which occurred at Nagasaki in 1808. And our people began to feel insecure as if the English influence would extend eastward to reach even Japan itself.

The third stage is a "period of Japanese fear of England" and begins with the "Opium War" of 1840. In this war China that had long commanded our people's respect was defeated by England. England now emerged as a formidable power before the Japanese. The consensus of Japanese opinion on the cause of China's defeat was that the Celestial Empire was so haughty that she had not taken the trouble of studying the real strength of England. Accordingly, the Japanese, while fearing England, proceeded with an intensive study of what contributed to England's wealth and power and eventually came to know the existence of her constitutional monarchy, including its parliamentary system, as one of the causes of England's wealth and power. With this new development as a turning point, our people changed their feelings toward England from fear to admiration.

The fourth stage is a "period of Japanese admiration for England" and covers the years from the time of the Meiji Restoration of 1868 to around 1882. It was in this period that various endeavors were made by the Japanese to introduce English culture and institutions, particularly the English parliamentary system, into this country and to catch up with her wealth and power.

II

In what ways did our people get the knowledge concerning English Parliament. These ways may be divided into two: the first is literature and the second is an actual observation and study tour. As the latter was begun only by the members of the Japa-

Japanese mission that visited Europe in 1862 and who made the first on-the-spot observation and study of English Parliament, literature had been the exclusive source of knowledge prior to that time. The important literature on this subject consisted of articles on English Parliament in descriptive geography books. This literature can be divided into three kinds. The first is the Japanese translation of Dutch publications, and the oldest is one published as far back as 1789, in which appeared an article about English Parliament. The second is the Japanese paraphrasing or translation of Chinese books and is most numerous. The third is the Japanese translation of English books, but as the study of English was developed in Japan later than that of Dutch, this kind of literature was all dated in or after the Meiji era. And "Eikoku Giji-in Dan"

(The Tales of English Parliament), a Japanese translation that Yukichi Fukuzawa made in 1869 of a portion of "parliament" taken from Thomas Brande's "Dictionary of Science, Literature and Art, 1865-7, 3 vols, was the first Japanese work describing the English parliamentary system. In the present treatise, the author has introduced the more important of these kinds of literature, while pointing out the errors found in the text of the original or mis-translations in the Japanese books.

The first time that our people ever saw the legislature of a foreign country was when the 1860 Japanese mission to America paid a visit to the Senate of U. S. Congress. In the diary of Norimasa Muragaki, a member of the mission, appeared entries such as "act as if they were lunatics, abusing each other loudly and gesticulating" and "appears quite like a fish market".

Such queer remarks are not found in the reports describing the visit paid to English Parliament by the members of the 1862 Japanese mission to Europe. But these statements are almost all superficial observations of Parliament as a building and do not touch at all on the workings of the parliamentary system. Nevertheless, a work extending over 300 pages was published on the system of

the proceedings of English Parliament as early as 1875, and this will suffice to show how eagerly and how rapidly the Japanese people tried to understand the English parliamentary system.

III

The Japanese people made attempts to apply the knowledge gained, as described in the foregoing, about the English parliamentary system to their actual politics and government. The author in this treatise has explained in detail the various attempts made by various Japanese quarters for introduction of the English parliamentary system into this country by quoting reliable historical data on the subject.

The object of introducing the English parliamentary system, generally speaking, was to make our country as wealthy and strong as England, but there was another object, too. It was to avert a sanguinary revolution. It was a policy of bringing about a compromise between the Imperial Court in Kyoto and the Tokugawa Shogunate in Edo. It was a policy advocating not only the return of governing power to the Imperial Court but also the simultaneous creation of a bicameral legislature with an English patterned aristocratic upper house and putting Yoshinobu Tokugawa, the last shogun, as its president, thus preventing the collapse of the Tokugawa family. It was no wonder, therefore, that the Tosa Clan that had its domain increased fourfold by the Tokugawas should have strongly advocated, with its clansman Shojiro Goto as the chief proponent, the introduction of the English parliamentary system and endeavored to prevent the subjugation of the Tokugawa Shogunate by force, as planned by the Satsuma and Choshu Clans.